

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

京都市長 宛

提出者

住所 大阪市淀川区宮原4-1-6
アクロス新大阪8階

氏名 名工建設株式会社 大阪支店
執行役員支店長 大竹 淳次

電話番号 06-6350-3730

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名工建設株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪市淀川区宮原4-1-6 アクロス新大阪8階
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	187億円
③ 従業員数	177人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物の処理は処理業者に委託を行う。がれき類・コンクリート破片等、再資源化が可能な物については出来る限り再資源化を行う。廃石綿等再生が不可能なものについては最終埋立・焼却処分とする。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添資料による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 可能な限りの分別を実施	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 建設現場の工事量により排出量が変わりますが、再利用出来る物については出来る限り再利用する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物について、再生が可能な物は出来る限り分別を行い再生処理とした
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物について今まで以上に意識を持って分別・再生処理に取り組んでいく

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 実施をしていない	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 現段階では実施予定は無い	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 現段階では実施予定は無い		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(これまでに実施した取組) 実施をしていない	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(今後実施する予定の取組) 現段階では実施予定は無い	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 極力電子マニフェストの取り扱いが有る業者に委託を行っている。 また、優良認定業者との委託契約を推奨している。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 社内での建設副産物パトロールを継続して実施を行い、適正管理に務めていく。 処理場の現地確認を継続して取り組んでいく。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

建設副産物に関する管理体制

総括責任者		所属:名工建設(株)大阪支店 支店長 大竹淳次
産業廃棄物担当者		組織名:建設副産物対策委員会
役割	建設副産物 対策委員会	<p>○建設副産物処理に関する検討実施 産業廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な産業廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長 ー 支店長 ・委員 ー 支店各主管部長 ・事務局 ー 支店安全部
	産業廃棄物 総括責任者	<p>○産業廃棄物処理方針の策定 ○産業廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認</p>
	建設副産物 委員会 (担当者)	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理計画の策定 ○産業廃棄物管理状況の把握 ○産業廃棄物処理業者の選定 ○委託契約書の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員・協力会社に対する教育 ○建設副産物対策委員会(担当者)会議の開催 2回/年 ○法改正時の臨時会議の開催 ○現場パトロールの実施 2回/年